

横 浜 市

市が尾駅周辺地区

バリアフリー基本構想

平成28年3月



# 目 次

<b>1</b>	<b>バリアフリー基本構想の策定にあたって</b> .....	1
1-1	基本構想策定の背景と目的 .....	1
1-2	基本構想の位置づけ .....	2
1-3	バリアフリー法について .....	3
	(1) 市町村による基本構想の作成 .....	3
	(2) 基本構想に基づく事業の実施 .....	4
1-4	対象者の特性と配慮すべき事項 .....	5
1-5	バリアフリー基本構想の検討体制 .....	9
	(1) 検討体制 .....	9
	(2) 地区部会の参加団体 .....	10
	(3) バリアフリー基本構想検討の流れ .....	11
<b>2</b>	<b>市が尾駅周辺地区の概況</b> .....	12
2-1	位置及び特性 .....	12
2-2	人口 .....	13
2-3	障害者数 .....	14
2-4	公共交通 .....	15
	(1) 鉄道 .....	15
	(2) バス .....	17
2-5	施設の分布状況 .....	19
<b>3</b>	<b>重点整備地区の設定</b> .....	21
3-1	生活関連施設の選定 .....	21
3-2	生活関連経路の設定 .....	21
3-3	重点整備地区の範囲設定 .....	21

<b>4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題</b> .....	26
(1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題.....	26
(2) 道路等のバリアフリーに関する課題.....	26
(3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題.....	26
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題.....	26
(5) 公園のバリアフリーに関する課題.....	26
<b>5 市が尾駅周辺地区のバリアフリー化のための事業</b> .....	27
<b>5-1 事業の基本的な考え方</b> .....	27
(1) 鉄道駅等のバリアフリー化.....	27
(2) 道路等のバリアフリー化.....	28
(3) 交通安全施設のバリアフリー化.....	30
(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	30
<b>5-2 特定事業及びその他の事業</b> .....	31
(1) 公共交通特定事業.....	34
(2) 道路特定事業.....	35
(3) 交通安全特定事業.....	41
(4) 建築物特定事業.....	42
(5) その他の事業.....	45
<b>5-3 その他配慮を要する事項</b> .....	49
(1) 国道246号市ヶ尾歩道橋のバリアフリー.....	49
(2) 歩道の適切な維持管理.....	49
(3) 建築物のバリアフリー.....	49
<b>6 基本構想策定後の事業推進にあたって</b> .....	50
<b>6-1 特定事業の実施について</b> .....	50
<b>6-2 事業の進捗管理及び事業の評価について</b> .....	50
<b>6-3 進捗状況及び事業内容の広報について</b> .....	50
<b>6-4 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて</b> .....	50

## 資料編

- 1 まちあるき点検ワークショップ
- 2 バリアフリーに関する情報募集
- 3 バリアフリーに関する意見のまとめ

# 1 バリアフリー基本構想の策定にあたって

## 1-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めている。

また、各区の拠点駅周辺において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づきバリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進している。

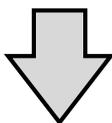
青葉区では、区総合庁舎や緑税務署、緑県税事務所などの行政施設や、青葉区福祉保健活動拠点などの福祉施設が集積している市が尾駅周辺地区を対象に基本構想を策定し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進することとした。

## 1-2 基本構想の位置づけ

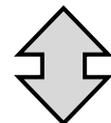
本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

<p style="text-align: center;">バリアフリー法 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」</p>	<p style="text-align: center;">横浜市福祉のまちづくり条例</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。</li> </ul>

根拠法



関連法令



<p style="text-align: center;">バリアフリー基本構想 市が尾駅周辺地区</p>
<p>【バリアフリー法第二十五条第一項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。</li> </ul>

図 1-1 基本構想の位置づけ

## 1-3 バリアフリー法について

### (1) 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

#### ○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

#### ○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

#### ○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務がある。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課される。

#### 【用語の定義】

##### 『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

##### 『生活関連施設』

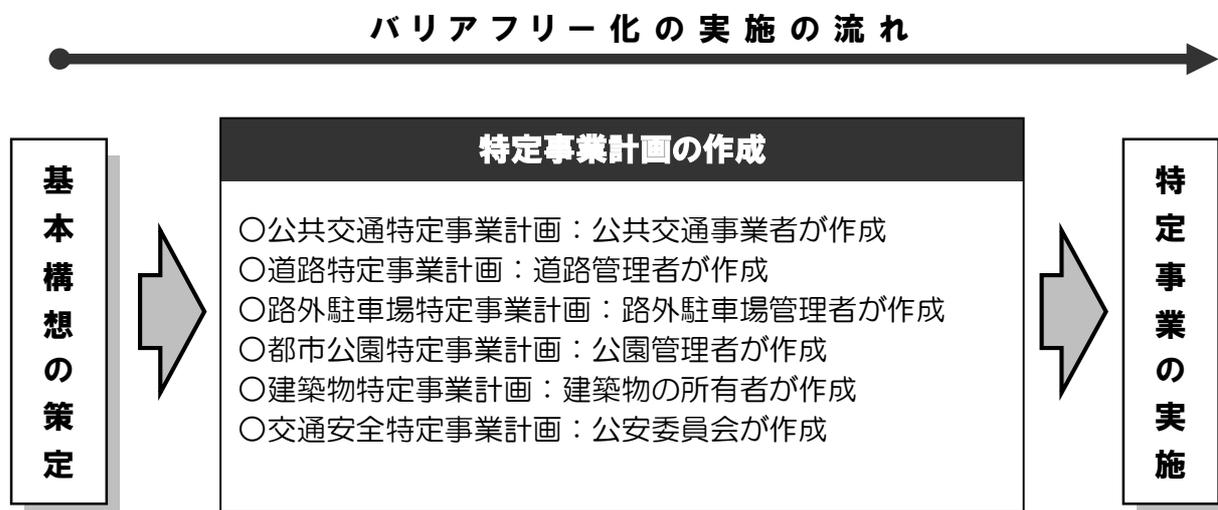
高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

##### 『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

## (2) 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。



### ◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路（道）を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていく。

例えば・・・

- ・歩道の平坦性の確保、勾配の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ・階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）
- ・よく利用する施設への案内・サインの充実
- ・トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実
- ・マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進など

#### 1-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦やけが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1-1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li><li>・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li><li>・ 足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。</li><li>・ 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。</li><li>・ シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li><li>・ 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。</li><li>・ 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。</li><li>・ サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。</li><li>・ 視認性に配慮した照明計画が必要である。</li></ul>

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。</li> <li>• わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>• 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>• 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。</li> <li>• 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。</li> <li>• ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。</li> <li>• いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意する。</li> </ul>
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。</li> <li>• 路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>• 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>• 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。</li> <li>• 扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。</li> <li>• 車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サインなどの高さに配慮する。</li> <li>• カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。</li> <li>• 車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。</li> <li>• 電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。</li> </ul>
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。</li> <li>• 細かい繰り返し動作が困難であるので、操作方法等を単純にする。</li> <li>• 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。</li> <li>• 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。</li> <li>• 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。</li> <li>• スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。</li> </ul>

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある。</li> <li>• 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。</li> <li>• 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。</li> <li>• 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。</li> <li>• 弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮する。</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 聴覚障害者は、通常、外見からわかりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。</li> <li>• 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせて連続的に整備するよう配慮する。</li> <li>• 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮し、緊急誘導などは連続的に行う。</li> <li>• 視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用を配慮する。</li> <li>• 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突しないように、階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設ける。</li> </ul>
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。</li> <li>• 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。</li> <li>• 腹部に人工的な排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）は、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。</li> <li>• ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。</li> </ul>
知的障害者、 発達障害者、 高次脳機能 障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。</li> <li>• 機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。</li> <li>• 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。</li> <li>• コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。</li> </ul>

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リラックスできる環境づくりに配慮する。</li> <li>・休憩できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。</li> <li>・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。</li> <li>・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。</li> </ul>
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー使用など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li> <li>・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。</li> <li>・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。</li> <li>・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> <li>・安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意する。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国からの旅行者や、重い荷物を持った人が、一時的に施設を利用することが困難な場合があるため、適宜休憩スペースなどを配慮する。</li> <li>・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。</li> <li>・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> </ul>
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、出入口の幅員に配慮する。</li> <li>・補助犬の排泄スペース、休憩スペース等にも配慮する。</li> </ul>

#### 【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市健康福祉局、平成 25 年 10 月）
- ・みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック（神奈川県保健福祉部、平成 22 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
（国土交通省、平成 25 年 10 月）

## 1-5 バリアフリー基本構想の検討体制

### (1) 検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、以下に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行っており、本基本構想策定にあたっては、市が尾駅周辺地区部会を設置し検討を進めた。

(図 1-2)

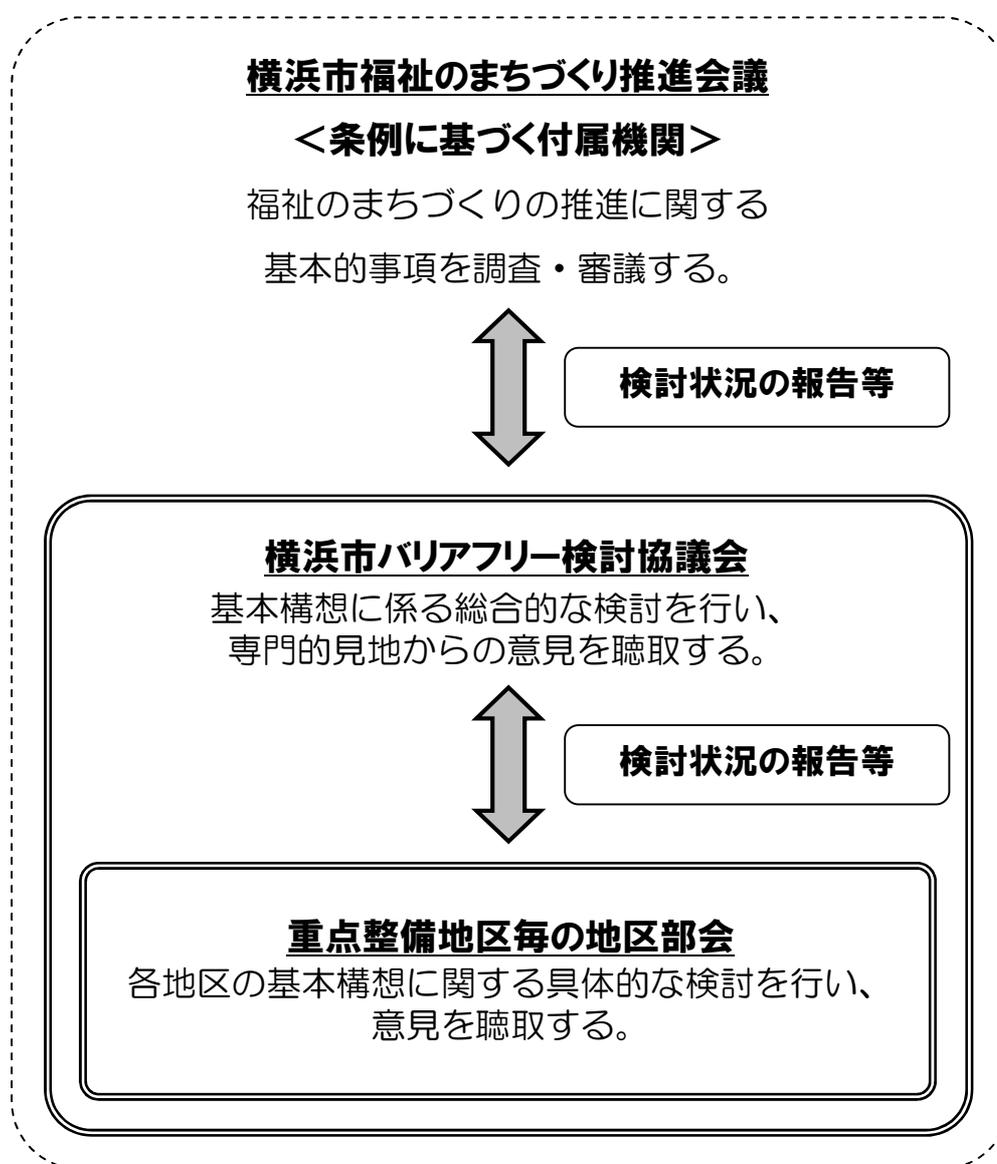


図 1-2 横浜市における基本構想の検討体制

## (2) 地区部会の参加団体

1	学識経験者	宇都宮大学大学院
2	福祉関係団体等	青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉
3		ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ
4		NPO 法人ワーカーズ・コレクティブパレット
5		NPO 法人ピッピ親子サポートネット
6		青葉区視覚障害者福祉協会
7		青葉区聴覚障害者協会
8		青葉区障害者団体連合会
9		NPO 法人 横浜市中途障害者地域活動センター 青葉の風
10		あおば地域活動ホームすてっぴ
11		青葉区老人クラブ連合会
12		福祉のまちづくり推進会議
13	地域代表	市ヶ尾連合自治会
14		上市ヶ尾町内会
15		中市ヶ尾自治会
16		下市ヶ尾町内会
17		市ヶ尾ブラザービル自治会
18	商店街	市ヶ尾商栄会
19		市ヶ尾商店街
20	事業者	東京急行電鉄株式会社
21		神奈川県青葉警察署
22		国土交通省 関東地方整備局横浜国道事務所
23		横浜市道路局道路部 施設課
24		青葉土木事務所
25	行政関係者	横浜市健康福祉局地域福祉保健部 福祉保健課
26		青葉区総務部 総務課
27		青葉区福祉保健センター
28	事務局	青葉区総務部 区政推進課
29		横浜市道路局計画調整部 企画課

### (3) バリアフリー基本構想検討の流れ

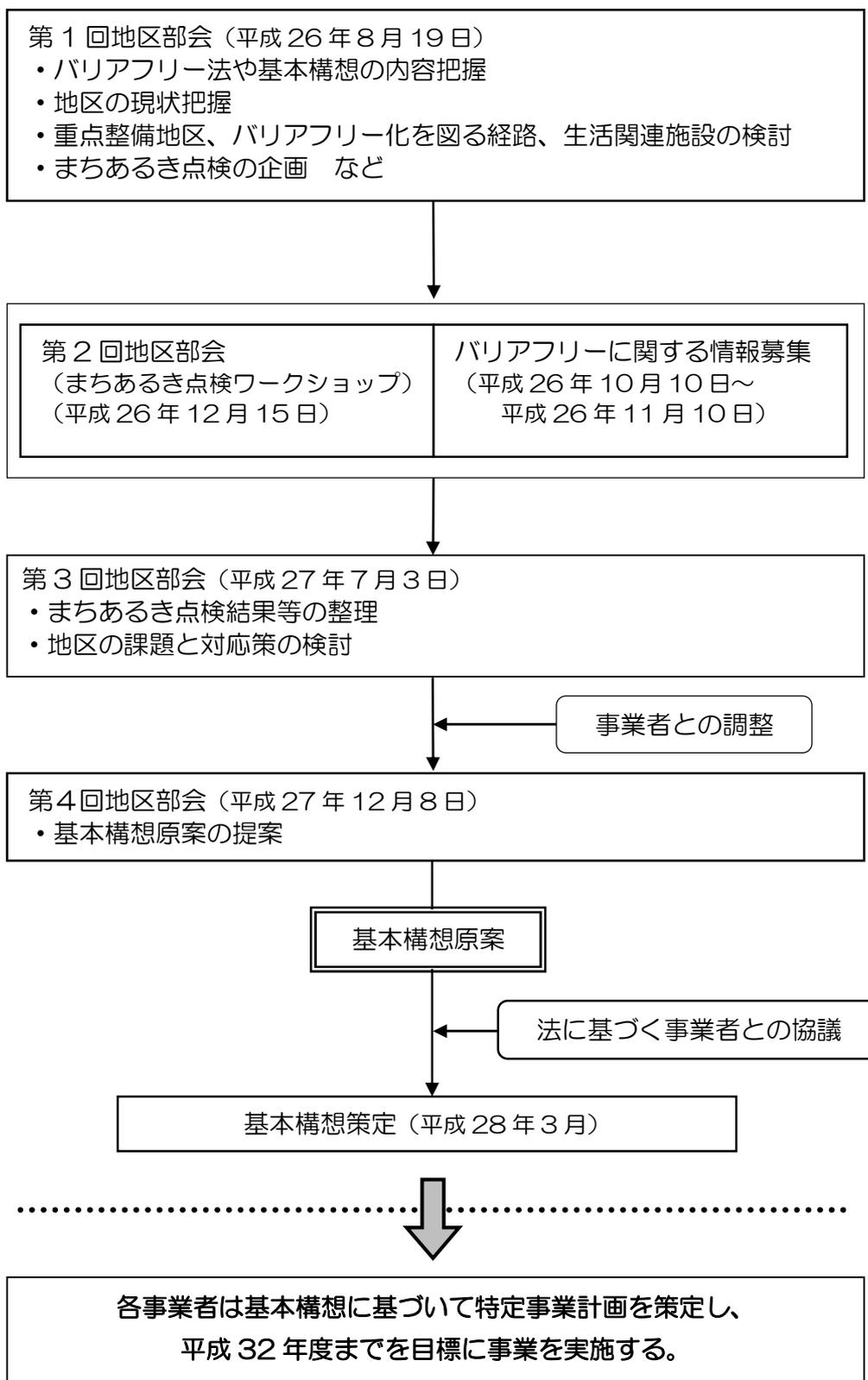


図 1-3 バリアフリー基本構想検討フロー

## 2 市が尾駅周辺地区の概況

### 2-1 位置及び特性

市が尾駅周辺地区は、横浜市の北西部、青葉区のほぼ中央に位置している。また、当該地区には東京急行電鉄田園都市線市が尾駅の1路線1駅がある。

駅周辺において、横浜上麻生線沿道には区総合庁舎(区役所)・土木事務所・警察署・税務署・県税事務所など主要な公共・公益施設が集積している。

また、スポーツセンターや公会堂等の文化施設の他、田園都市線の沿道及び国道246号の北側には商店街が形成され、駅周辺や主要幹線道路沿道には6~8階の集合住宅と1~2階の戸建て住宅を中心に構成されている。



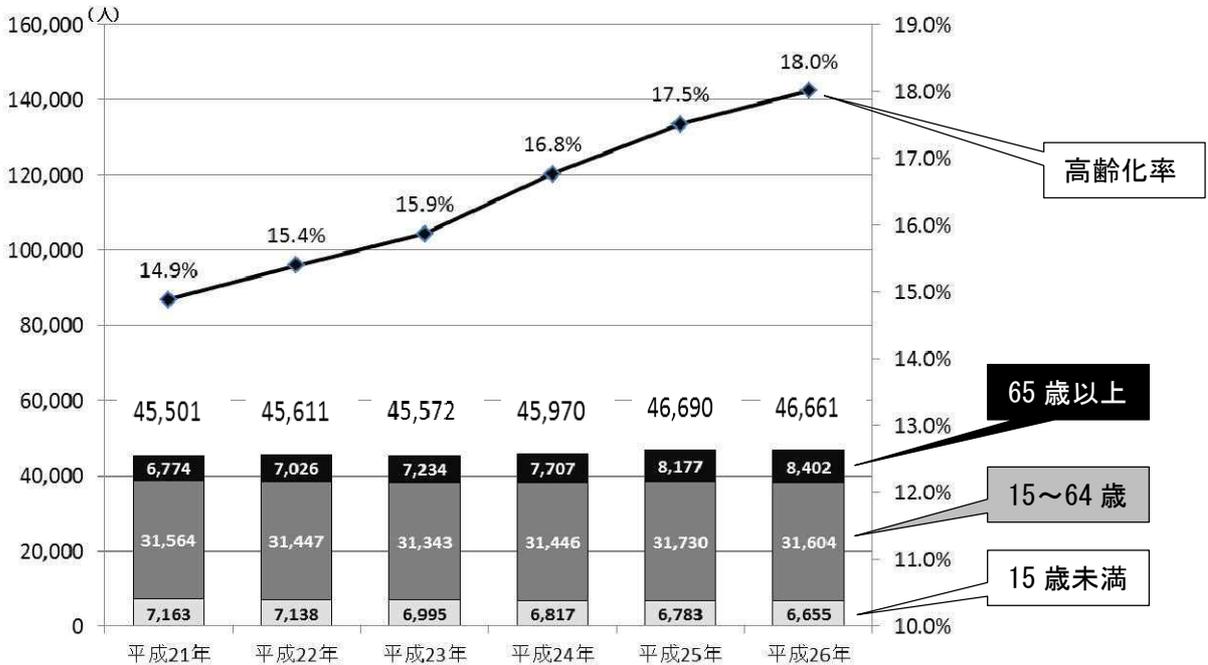
図 2-1 青葉区の位置



図 2-2 市が尾駅周辺地区の位置

## 2-2 人口

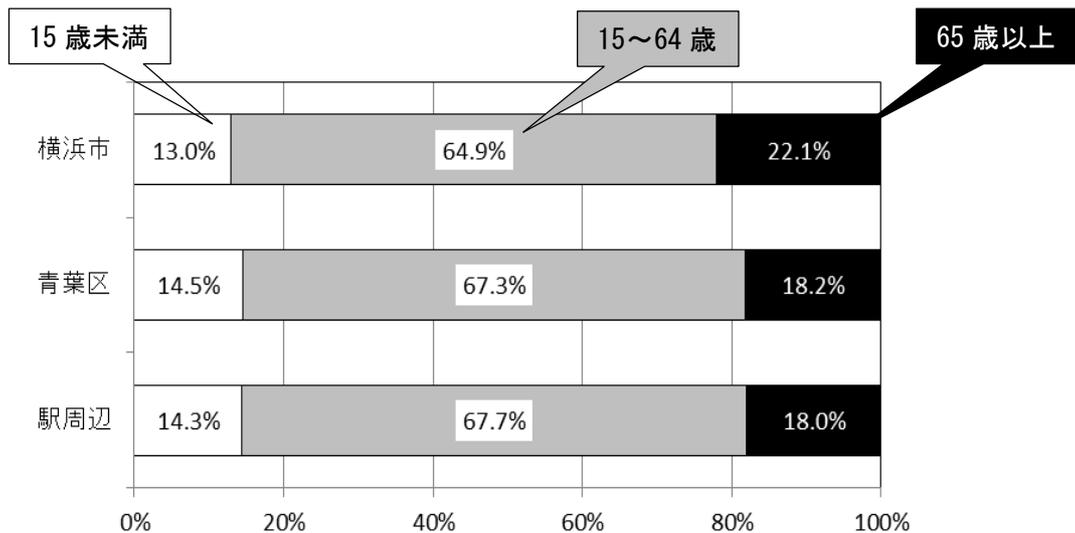
市が尾駅周辺地区<sup>(※)</sup>の人口は、平成26年3月31日には46,661人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は8,402人、高齢化率は18.0%である。人口の増減は、ほぼ横ばいであるが、高齢化率は平成21年の14.9%から3.1ポイント上昇しており、駅周辺地区の高齢化が顕著となってきている。



資料：横浜市統計ポータルサイト（平成21～25年は9月30日現在。平成26年は3月31日現在）

図2-3 市が尾駅周辺地区の人口推移

※区民意識調査で、最寄り駅を「市が尾駅」と回答した人の割合が10%を超えた町丁目を対象。  
（荏田北一～三丁目、荏田西一～五丁目、市ヶ尾町、大場町、鉄町）



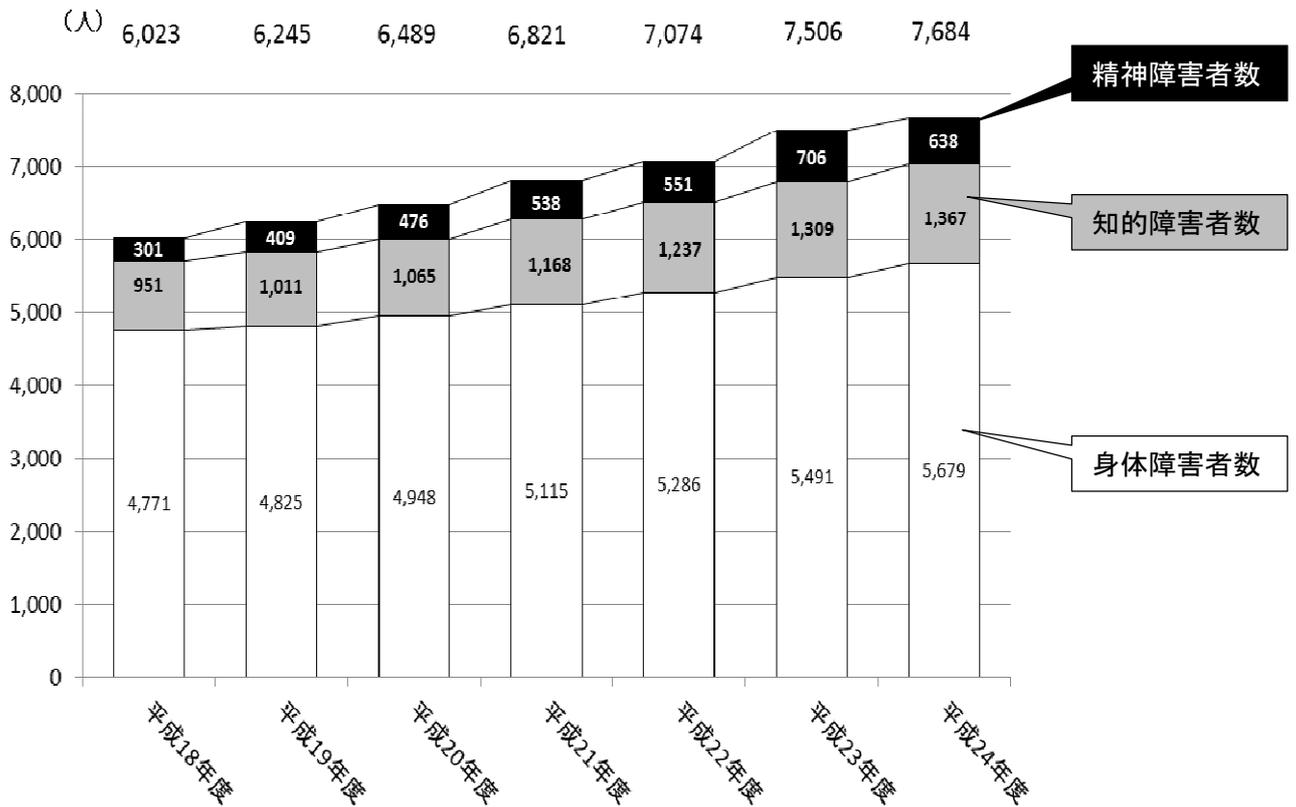
資料：横浜市統計ポータルサイト（平成26年3月31日現在）

図2-4 年齢別人口構成比

### 2-3 障害者数

青葉区の障害者数は年々微増しており、平成24年度末現在では身体障害者が5,679人、知的障害者が1,367人、精神障害者が638人である。

なお、身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況からそれぞれ人数を算出している。



資料：横浜市統計ポータルサイト（平成26年3月31日現在）

図2-5 青葉区障害者数の推移

## 2-4 公共交通

### (1) 鉄道

市が尾駅周辺地区には、東京急行電鉄田園都市線市が尾駅の1路線1駅がある。

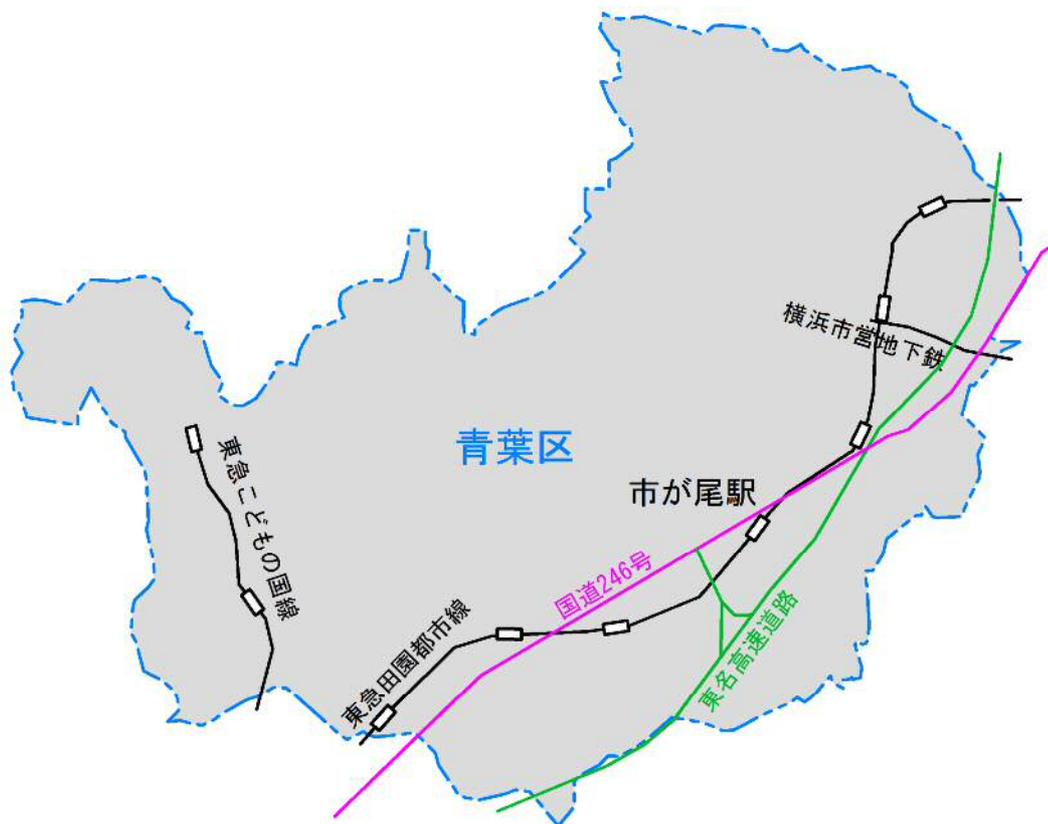
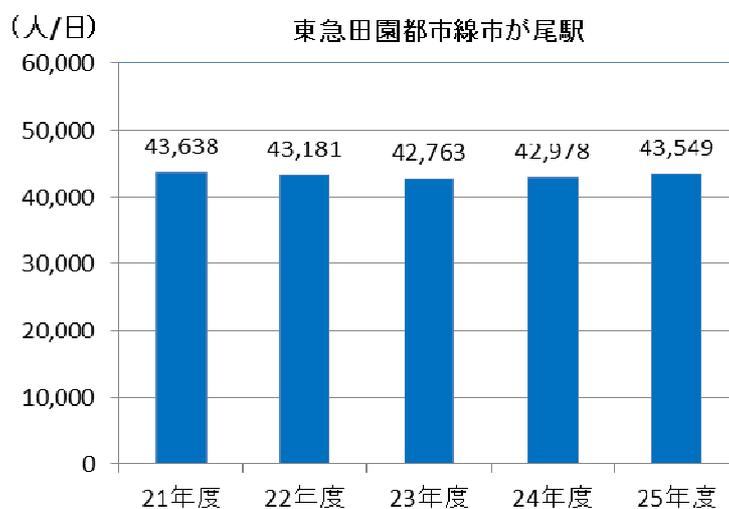


図 2-6 青葉区周辺路線図

市が尾駅の一日平均乗降客数は、43,549 人/日（平成 25 年度）となっている。平成 21 年度からの一日平均乗降客数の推移を見ると、43,638 人/日から 0.2%減少となっている。



資料：横浜市統計ポータルサイト

図 2-7 市が尾駅の一日平均乗降客数の推移



## (2) バス

市が尾駅周辺地区では東急バス・横浜市営バス・小田急バス・神奈中バスが運行されている。東急バスは路線が11系統あり、横浜市営バスは2系統、小田急バスは1系統、神奈中バスは3系統ある。

各社の運行状況は以下の表、及び次ページの路線網図のとおりである。

(表2-1、表2-2、表2-3、表2-4)

**表2-1 市が尾駅発着のバス運行状況(東急バス)**

系統	行先	経由
<b>東急バス</b>		
柿23	柿生駅北口	桐蔭学園入口
鷺22	青葉台駅	
市03	新横浜駅	川和町、梅田橋、小机駅
市43	寺家町(循環)	
市43	中山駅北口	
市43	鉄町	
市43	奈良北団地折返場	
市61	(内回り循環)市が尾小学校・泉田向方面	
市62	(外回り循環)荏田西四丁目・泉田向方面	
市72	江田駅	都筑ふれあいの丘駅
青27	青葉台駅	桐蔭学園前
-	青葉台営業所	

**表2-2 市が尾駅発着のバス運行状況(横浜市営バス)**

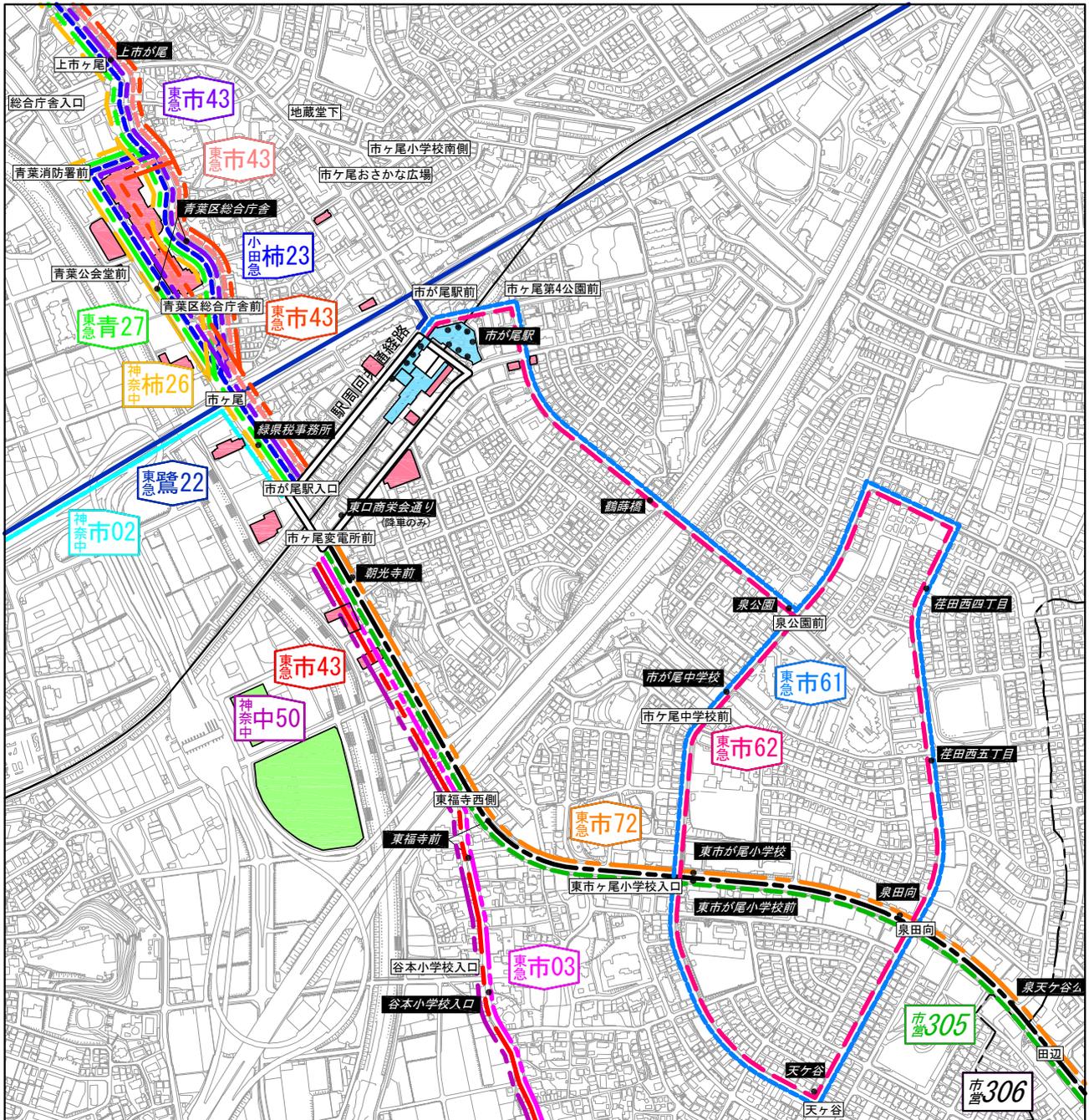
系統	行先	経由
<b>横浜市営バス</b>		
305	中山駅北口	
306	センター南駅	

**表2-3 市が尾駅発着のバス運行状況(小田急バス)**

系統	行先	経由
<b>小田急バス</b>		
柿23	柿生駅北口	

**表2-4 市が尾駅発着のバス運行状況(神奈中バス)**

系統	行先	経由
<b>神奈中バス</b>		
柿26	若葉台駅	柿生駅北口
中50	中山駅	川和町
市02	長津田駅	恩田住宅



青葉区  
市が尾駅周辺地区

- 鉄道路線・駅
- バス路線・停留所
- 市ヶ尾** 交差点名
- 市が尾駅** バス停留所名

- |   |   |
|---|---|
| <b>横浜市営バス</b><br>305系<br>306系   | <b>小田急バス</b><br>柿23系<br><small>※東急バス共通</small>      |
|   |   |
| <b>東急バス</b><br>市03系<br>市43系<br>市43系<br>市43系<br>市61系<br>市62系<br>市72系<br>青27系 | <b>東急バス</b><br>鷺22系<br><small>※深夜バス:乗車は渋谷のみ</small> |

図 2-9 市が尾駅周辺のバス路線網図

## 2-5 施設の分布状況

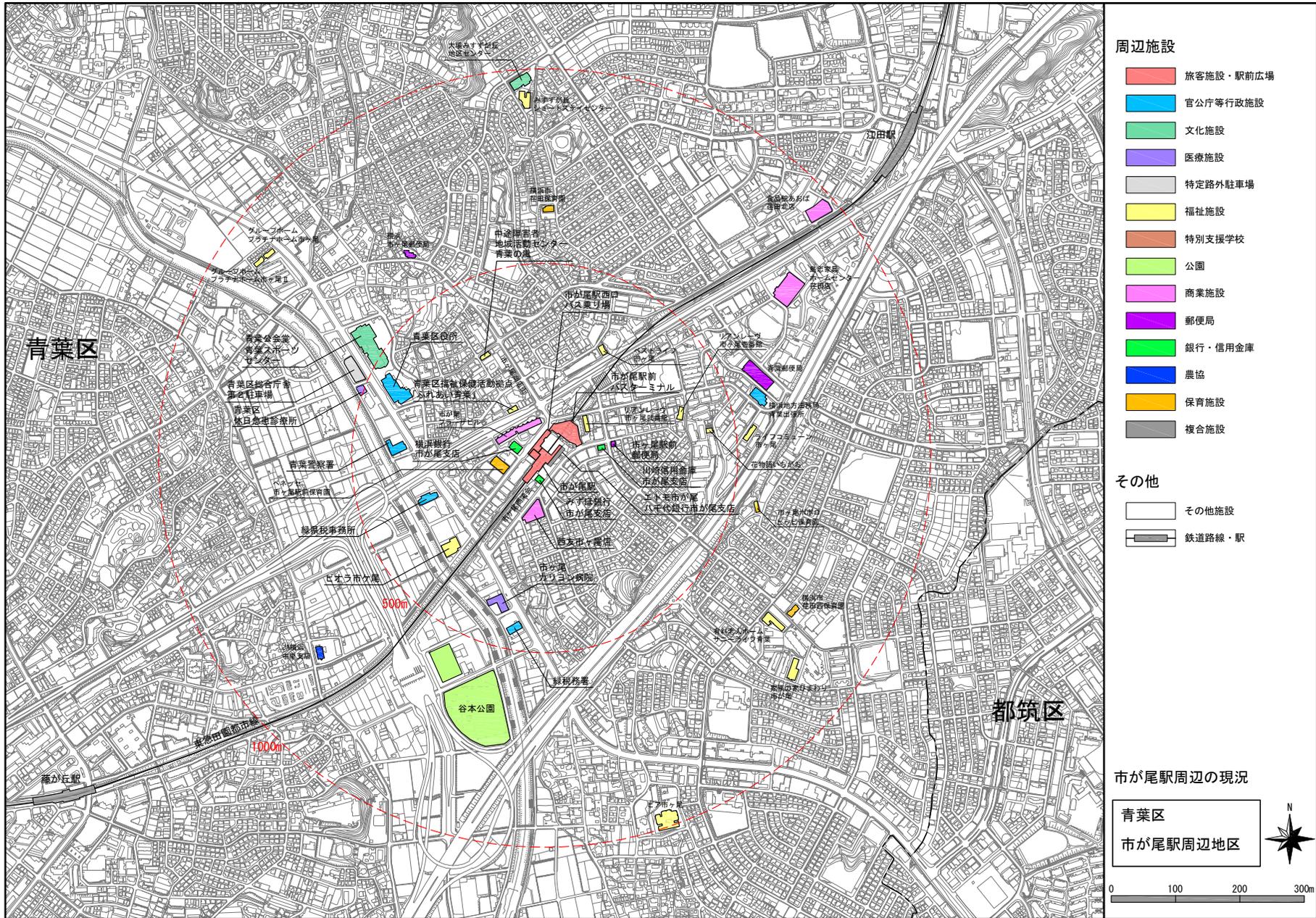
東急田園都市線市が尾駅から概ね半径 1 kmの範囲にある主要な施設は、表 2-5、図 2-10 に示す通りである。

市が尾駅周辺には商業施設や金融機関、行政サービスコーナーや公会堂などの公的な施設も位置している。

表 2-5 市が尾駅周辺の主な施設

種別	施設名称	東急田園都市線市が尾駅	施設数	
旅客施設・駅前広場	1 市が尾駅	0m	3	
	2 市が尾駅前バスターミナル	100m		
	3 市が尾駅西口バス乗り場	0m		
官公庁等行政施設	4 青葉区役所	500m	5	
	5 青葉警察署	400m		
	6 緑泉税事務所	300m		
	7 緑税務署	400m		
文化施設	8 横浜地方公務局青葉出張所	600m	3	
	9 青葉公会堂	500m		
	10 青葉スポーツセンター	500m		
医療施設	11 大場みずが丘地区センター	1000m	2	
	12 市ヶ尾カリヨン病院	400m		
特定路外駐車場	13 休日急患診療所	500m	1	
福祉施設	14 青葉区総合庁舎第2駐車場	500m	15	
	15 青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」	100m		
	16 中途障害者地域活動センター青葉の風	300m		
	17 ビオラ市ヶ尾	300m		
	18 ピア市ヶ尾	1000m		
	19 みずが丘ショートステイセンター	900m		
	20 市が尾ボボロ	500m		
	21 グループホーム ブラチナホーム市ヶ尾	900m		
	22 グループホーム ブラチナホーム市ヶ尾Ⅱ	900m		
	23 花物語いちがお	400m		
	24 ライフコミュニオン市ヶ尾	500m		
	25 有料老人ホームサニーライフ青葉	700m		
特別支援学校	26 リアンレーヴ市ヶ尾荻番館	400m	1	
	27 リアンレーヴ市ヶ尾貳番館	100m		
	28 ベストライフ市ヶ尾	300m		
	29 家族の家ひまわり市が尾	800m		
公園	—	—	—	
商業施設	1) 大規模小売店舗	30 谷本公園	600m	7
		31 西友市ヶ尾店	100m	
		32 エトモ市が尾	0m	
		33 市が尾ブラザーザビル	100m	
		34 島忠家具ホームセンター荏田店	700m	
	2) 商店街	35 食品館あおば荏田北店	900m	
		36 市が尾商店街	—	
郵便局	37 市が尾商栄会	—	3	
	38 青葉郵便局	600m		
	39 横浜市ヶ尾郵便局	600m		
銀行・信用金庫	40 市ヶ尾駅前郵便局	200m	4	
	41 八千代銀行市が尾支店	0m		
	42 横浜銀行市が尾支店	100m		
	43 みずほ銀行市が尾支店	0m		
農協	44 川崎信用金庫市が尾支店	100m	1	
	45 JA横浜中里支店	800m		
保育施設	46 横浜市荏田保育園	600m	4	
	47 横浜市荏田西保育園	700m		
	48 ビッピ保育園	600m		
	49 ベネッセ 市ヶ尾駅前保育園	100m		





横浜市地形図複製承認番号 平27 建都計第9013号



## 3 重点整備地区の設定

### 3-1 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設をいう。

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として選定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- ② その施設へ至る手段が、主に市が尾駅からの徒歩であること。

### 3-2 生活関連経路の選定

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、鉄道駅と生活関連施設を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。

### 3-3 重点整備地区の範囲設定

重点整備地区とは以下の要件を満たす地区をいう。

- ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区
  - ・生活関連施設が3以上所在する地区
  - ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
  - ・重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区
- また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を **表 3-1**、**図 3-1** に示す。

表 3-1 生活関連施設の一覧及び概要

種別	番号	施設名	施設の概要
旅客施設・駅前広場	1	東急田園都市線 市が尾駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日平均乗降人員が43,549人の特定旅客施設である。(平成25年度)</li> <li>・2面2線の相対式ホームの地上駅である。</li> <li>・改札口及び券売機は2階にあり、駅構内にはエレベーター2基、エスカレーター2基、多機能トイレが設置されている。</li> <li>・車いすが通れる幅90cmのワイド改札が設置されている。</li> <li>・駅東口は、平成27年4月に開業したエトモ市が尾と直結しており、自由通路やエレベーターによってバリアフリー経路が確保されている。エトモ市が尾については18番参照。</li> </ul>
	2	市が尾駅前 バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅の北側(江田駅方面)、約100mの所に位置する。</li> <li>・東急バス・横浜市営バスが路線バス、富士急・JRが高速バスを運行する。</li> </ul>
	3	市が尾駅 西口バス乗り場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅西口に隣接している。</li> <li>・東急バス・小田急バス・神奈川中央交通が路線バスを運行している。</li> </ul>
官公庁等行政施設	4	青葉区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩8分。最寄バス停は東急・小田急・神奈中バス「青葉区総合庁舎」。</li> <li>・1~4階に各種行政サービスに係る窓口が設置されている。</li> <li>・1~2階にエスカレーター1基、1~4階にエレベーター2基、各階に多機能トイレが設置されている。</li> <li>・周辺に駐車場(有料)が2ヶ所ある。</li> <li>・車いす使用者用駐車場が用意されている。</li> </ul>
	5	青葉警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩7分の所に位置する。</li> </ul>
	6	緑県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩約5分。最寄バス停は東急・小田急バス「緑県税事務所」。</li> <li>・県税の徴収・賦課に関する業務を行っている。</li> <li>・車いす対応トイレが設置されている。</li> </ul>
	7	緑税務署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩7分。最寄バス停は東急・市営バス「朝光寺前」。</li> <li>・国税の徴収・賦課に関する業務を行っている。</li> <li>・エレベーター、多機能トイレが設置されている。</li> <li>・玄関にスロープが設置されている。</li> <li>・車いす使用者用駐車場が用意されている。</li> </ul>
文化施設	8	青葉公会堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩10分。最寄バス停は東急・小田急バス「青葉区総合庁舎」。</li> <li>・1階に講堂・リハーサル室、2階に会議室2室・和室等があり、演劇・講演会・発表会その他、各種集会や講習も開催されている。</li> <li>・講堂の客席外にスロープが設置されている。</li> <li>・車いす利用者席が設置されている。</li> <li>・周辺に駐車場(有料)が2ヶ所ある。</li> </ul>
	9	青葉 スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩10分。最寄バス停は東急・小田急バス「青葉区総合庁舎」。</li> <li>・第1~3体育室、トレーニング室、研修室及び相談室が備わっている。</li> <li>・様々なスポーツ教室・健康教室等が実施されている。</li> <li>・周辺に駐車場(有料)が2ヶ所ある。</li> </ul>

種別	番号	施設名	施設の概要
医療施設	10	市ヶ尾カリヨン病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩8分。</li> <li>・内科・外科・整形外科・泌尿器科・形成外科・リハビリテーション科・脳神経外科から成る。回復期リハビリテーション病棟がある。</li> <li>・人間ドック・脳ドック等も実施している。</li> </ul>
	11	青葉区 休日急患診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩10分</li> <li>・主に内科・小児科から成る。</li> <li>・車いす使用者用駐車場が用意されている。</li> </ul>
特定 駐車場 外	12	青葉区総合庁舎 第2 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉区役所向い通路、青葉消防署並びに位置する。</li> <li>・車いす使用者用駐車場が用意されている。</li> </ul>
福祉施設	13	青葉区福祉保健 活動拠点 「ふれあい青葉」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩4分。</li> <li>・福祉保健活動拠点として市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行うほか、指定管理者である青葉区社会福祉協議会が、高齢者・障害者等の外出支援や子育て支援・生活福祉資金の貸付等のサポートを行っている。</li> <li>・入口にスロープが設置されている。</li> </ul>
	14	中途障害者 地域活動センター 青葉の風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩約7分。</li> <li>・脳卒中等による65歳位迄の中途障害者の心身のリハビリと相談支援、情報発信を行っている。</li> </ul>
	15	ビオラ市ヶ尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩4分。</li> <li>・特別養護老人ホーム事業と予防介護・居宅介護支援・地域活動交流・子育て支援等を行う地域ケアプラザ事業等を行っている。</li> <li>・「カリヨンレディスクリニック」が併設。「市ヶ尾カリヨン病院」が至近距離にある。</li> </ul>
公園	16	谷本公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩15分。</li> <li>・人工芝球技場、ニュースポーツ広場(スケートボード・スリーオンスリー)、子供の遊び場、レストハウス等からなる南エリアと、多目的運動広場からなる北エリアがある。用地取得後、北エリアに野球場等を整備予定。</li> <li>・各種スポーツ教室も実施されている。</li> <li>・車いす使用者用駐車場が2台用意されている。(駐車台数総数39台)</li> </ul>
商業施設	17	西友市ヶ尾店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B1階生鮮食料品と日用品のフロア、1階食料品のフロアから成る。</li> <li>・駐車場は38台</li> </ul>
	18	エトモ市が尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行・派出所・保育園を含む複合商業施設。</li> <li>・駅自由通路(エレベーター1基、エスカレーター2基設置)・横浜市公衆トイレ(多機能トイレ)を含む。</li> </ul>
郵便局	19	市ヶ尾駅前郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩4分。</li> <li>・駐車場なし。</li> </ul>

種別	番号	施設名	施設の概要
銀行・信用金庫	20	八千代銀行 市が尾支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エトモ市が尾内。</li> <li>・視覚障害者対応 ATM が設置されている。</li> </ul>
	21	横浜銀行 市が尾支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅西口前。</li> <li>・視覚障害者対応 ATM が設置されている。</li> <li>・車いすの段差が解消されている。</li> <li>・駐車場あり。</li> </ul>
	22	みずほ銀行 市が尾支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅東口前。</li> <li>・視覚障害者対応 ATM が設置されている。</li> <li>・車いすの段差が解消されている。</li> <li>・駐車場あり。</li> </ul>
	23	川崎信用金庫 市が尾支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が尾駅から徒歩 1 分。</li> <li>・視覚障害者対応 ATM が設置されている。</li> <li>・駐車場あり。</li> </ul>

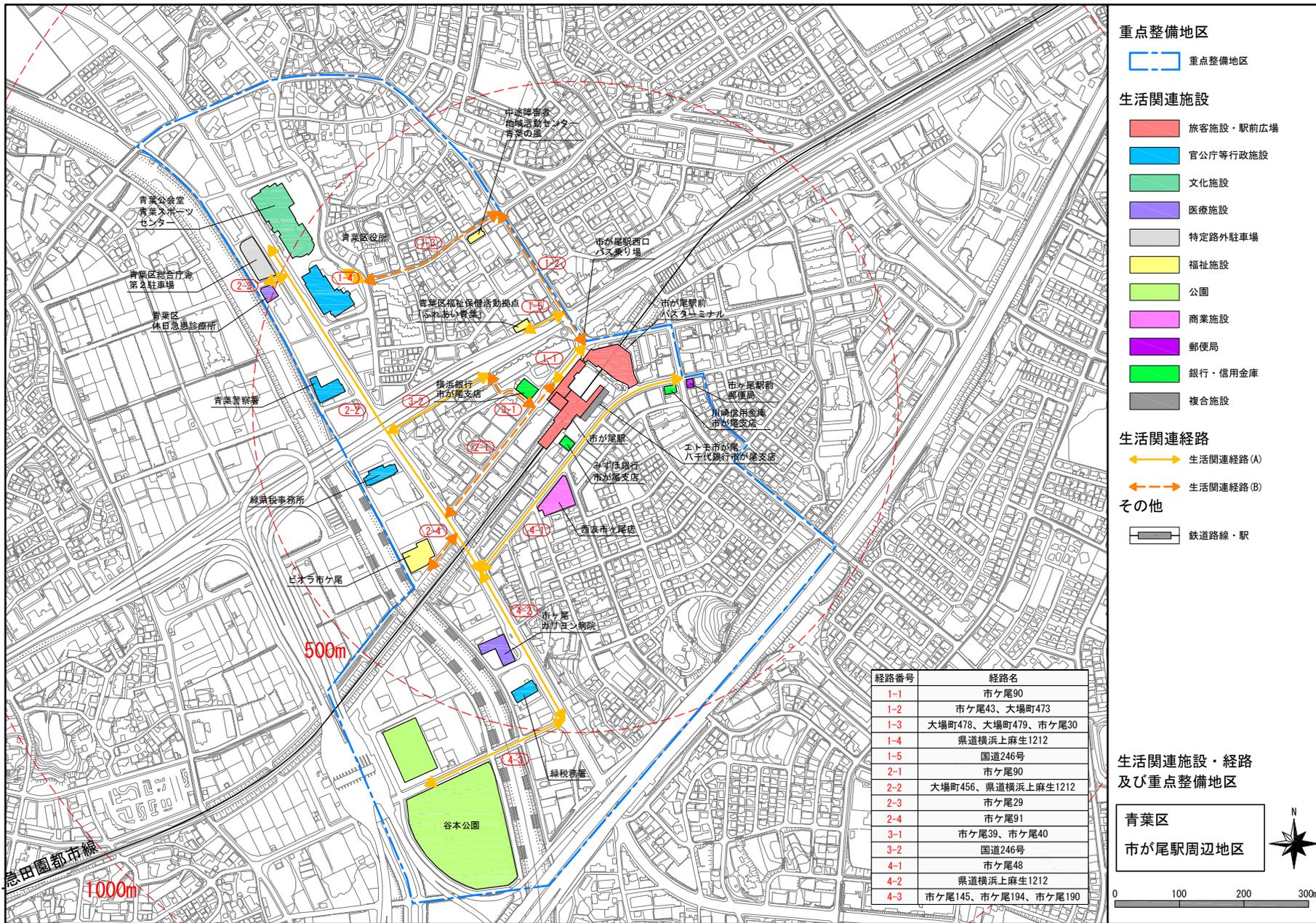


図 3-1 生活関連施設・経路 及び 重点整備地区

横浜市地形図複製承認番号 平27 建都計第9013号



## 4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する課題

重点整備地区における経路及び施設の、バリアフリーに関する主な課題を以下に示す。バリアフリーに関する課題の把握には、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。（詳細は資料編参照）

### (1) 鉄道駅等のバリアフリーに関する課題

- ・ 上りホームにホーム柵もしくはホームドアが設置されていない。
- ・ 誘導ブロックが設置されておらず、視覚障害者にとって、バス乗車時・降車時も、方向・行き先が分からない。

### (2) 道路等のバリアフリーに関する課題

- ・ 現在使用されていない乗入れ部の両端に車止めが設置されており、ベビーカー使用者、視覚障害者の通行の妨げとなる。
- ・ 国道 246 号の市ヶ尾歩道橋のスロープの縦断勾配が大きく、延長が長い。

### (3) 交通安全施設等のバリアフリーに関する課題

- ・ 歩行者青時間が短いため、肢体障害者等(車椅子使用者等)は渡りきれない。
- ・ 歩行者支援信号の音声案内が鳴らない。

### (4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリーに関する課題

- ・ 入口のレールの段差がつかずきやすい。また、車椅子の車輪がグレーチングにはまってしまう。
- ・ 規格外の誘導ブロック(約 15 cm×15 cm)を使用しているため、視覚障害者にとって、ブロックの隙間が余計な情報となっている。

### (5) 公園のバリアフリーに関する課題

- ・ レストルームへの誘導ブロック上にマットが敷かれている。

## 5 市が尾駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

### 5-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

市が尾駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とする。

#### (1) 鉄道駅等のバリアフリー化

##### 【移動等円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

##### 【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

##### 【誘導案内設備の整備】

- ・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。

- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内\*の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・多機能トイレを整備する。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

#### 【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、内方線付点状ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

#### 【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

## (2) 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動、工事中のバリアフリー対策の指導等の推進により、安全な歩行空間を確保する。  
 なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

#### 『生活関連経路（A）』

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

#### 『生活関連経路（B）』

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

#### ■生活関連経路の区分と整備目標

##### 生活関連経路

生活関連経路（A）：基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

生活関連経路（B）：可能な限り基準等に沿った整備を実施

### **(3) 交通安全施設のバリアフリー化**

- 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、また、必要に応じて交通規制を実施する。

### **(4) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化**

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう、道路等敷地の外部から施設内までの段差の改修や、キャッチブロック（視覚障害者が歩道を歩く際、目的施設の前に到達したことが分かるよう歩道上に設置した視覚障害者誘導用ブロック）の設置などを行い、移動経路を確保する。
- 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

## 5-2 特定事業及びその他の事業

5-1「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」及び「その他の事業」を本基本構想に位置づける。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ・公共交通特定事業 | ： 旅客施設等のバリアフリー化に関する事業 |
| ・道路特定事業   | ： 道路等のバリアフリー化に関する事業   |
| ・交通安全特定事業 | ： 音響式信号機の設置等に関する事業    |
| ・建築物特定事業  | ： 建築物のバリアフリー化に関する事業   |
| ・その他の事業   | ： その他のバリアフリー化に関する事業   |

各事業の事業実施箇所、事業内容は図5-1及び34頁以降に示すとおりである。

整備の目標時期は、原則として、基本構想策定から5年後の平成32年度までとする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討する」ものとする。また、過去から続いている取り組みや、今後も継続していくものについては、「過去から継続している、継続的に実施する」ものとする。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」・「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、市が尾駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

**【バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】**

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)	平成 25 年 10 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 23 年 8 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準	平成 24 年 人にやさしい建築・住宅協議会

**【参考】**

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 25 年 10 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成 23 年 3 月 横浜市都市整備局





### 公共交通特定事業

【東急田園都市線市が尾駅】

- ◆手すりの設置
- ◆歩道と平坦に接続している部分を分かりやすくする改善
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善
- ◆ホームドアの設置 ◆段鼻の明示

【市が尾駅前/バスターミナル】

- タクシー乗り場への視覚障害者誘導用ブロックの設置
- タクシー乗り場の段差の解消
- 舗装の改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【市が尾駅西口/バス乗り場】

- 混雑時における歩道幅員確保のためのマナー向上の啓発活動の実施

### 建築物特定事業

【青葉区役所】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 植栽の剪定

【青葉警察署】

- グレーチングの改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【緑県税事務所】

- 滑り止めの補修
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

【緑税務署】

- グレーチングの改善
- キャッチブロックの設置

【市ヶ尾駅前郵便局】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【川崎信用金庫市が尾支店】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【横浜銀行市が尾支店】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【みずほ銀行市が尾支店】

- 手すりの設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【西友市ヶ尾店】

- 床材の滑り止め等の配置
- 盛り上がり部の注意喚起又は明示等
- 駐輪方法の改善及び自転車利用マナーの啓発
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

### 交通安全特定事業

【生活関連経路】

- 音響式信号機等の設置・違法駐車取締りの強化
- 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
- ・標識、標示の視認性の確保
- ・交通規制の実施

【経路2-2 横浜上麻生線】

- 「自転車通行可」標識の撤去の検討
- 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

【駅前周辺】

- 違法駐車取締り

【市ヶ尾交差点】

- ◆音響式信号機等の設置

【市が尾駅入口交差点】

- ◆音響式信号機等の設置
- ◆音響式信号機等の設置

【駅前周辺】

- 横断歩道の路面標示の視認性確保

### その他の事業

【経路1-3 区役所裏の坂】

- 集積所利用者への働きかけ

【経路2-2 横浜上麻生線】

- 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

【経路4-1 市ヶ尾商栄会(東口側)】

- ゴミ出しマナーの周知
- 既存駐輪場の案内
- ・放置自転車対策等の実施
- 情報の更新

【駅前周辺】

- 放置自転車対策等の実施

【生活関連経路】

- 放置自転車対策等の実施
- はみ出し看板の移設・撤去

【地区全体】

- 放置自転車対策等の実施
- 案内サインの改善

### 道路特定事業

【経路1-1 市ヶ尾商栄会(西口側)】

- 舗装の改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善

【経路1-2 市ヶ尾商店街】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 水平区間の確保 ●グレーチング蓋の交換
- 手すりの設置の検討

【経路1-3 区役所裏の坂】

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善

【経路1-4 区役所裏の坂】

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設

【経路1-5 国道246号】

- ◆有効幅員の確保

【経路2-1 市ヶ尾商栄会(西口側)】

- 舗装の改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善等
- 歩道ブロックの改善
- 植栽柵の改修 ●植栽の撤去
- 植栽樹の改良 ◆照度の確保の検討

【経路2-2 横浜上麻生線】

- ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置等
- ◆人孔蓋の調整 ◆水平区間の確保
- ◆電線類の地中化 ◆車止め撤去
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの改善等
- ◆照度の確保の検討

【経路2-3 診療所前】

- 雨水枡蓋の改修 ●有効幅員の確保
- ◆水平区間の確保

【経路2-4 ビオラ市ヶ尾前】

- カラーベルトの設置

【経路3-1 横浜銀行脇】

- 外側線の設置

【経路4-1 市ヶ尾商栄会(東口側)】

- 舗装の改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善等
- ◆照度の確保の検討

【経路4-2 横浜上麻生線】

- 水平区間の確保 ●側溝蓋の改修
- ブロックの改修 ●グレーチング蓋の交換

【経路4-3 谷本公園前】

- 舗装の改修 ●縦断勾配の改善

【国道246号(歩道橋)】

- ◆エレベーター設置の検討
- 段鼻の明示・注意看板の設置

### 道路特定事業(交差点)

【青葉公会堂前交差点】

- 水平区間の確保

【市が尾駅入口交差点】

- 段差の緩和

【市ヶ尾変電所前交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【市が尾駅前交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修

【郵便局前交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【バスターミナル西側の交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの改修及び舗装の改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 舗装の改修

【緑税務署前の交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

【谷本公園前の交差点】

- 視覚障害者誘導用ブロックの設置

### 重点整備地区

生活関連施設

- 公共交通施設
- 建築物
- 公園

生活関連経路

- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)

その他

- 鉄道路線・駅

- 平成32年度までを目標に整備する
- ◆今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する

経路番号	経路名
(1-1)	市ヶ尾90
(1-2)	市ヶ尾43、大場町473、大場町478、大場町479、市ヶ尾30
(1-3)	県道横浜上麻生1212
(1-4)	国道246号
(1-5)	市ヶ尾90
(2-1)	市ヶ尾90
(2-2)	大場町456、県道横浜上麻生1212
(2-3)	市ヶ尾29
(2-4)	市ヶ尾91
(3-1)	市ヶ尾39、市ヶ尾40
(3-2)	国道246号
(4-1)	市ヶ尾48
(4-2)	県道横浜上麻生1212
(4-3)	市ヶ尾145、市ヶ尾194、市ヶ尾190

生活関連施設・経路及び重点整備地区

青葉区  
市が尾駅周辺地区

0 100 200 300m

図 5-1 特定事業



(1) 公共交通特定事業

1-1 東京急行電鉄株式会社

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
東急田園都市線市が尾駅						
1	手すりの設置		○			01-01
2	歩道と平坦に接続している部分を分かりやすくする改善	○			車いす等の動線を分かりやすくするよう看板の設置や植栽の撤去を行う	01-02
3	視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		バスターミナルまでの接続	01-06
4	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善		○			01-10
5	ホームドアの設置	○				01-15
6	段鼻の明示		○			01-26
市が尾駅前バスターミナル						
7	タクシー乗り場への視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				02-04
8	タクシー乗り場の段差の解消	○				02-05

1-2 東急バス株式会社

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
市が尾駅前バスターミナル						
1	舗装の改修	○				02-01
2	視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				02-03
市が尾駅西口バス乗り場						
3	混雑時における歩道幅員確保のためのマナー向上の啓発活動の実施			○		03-01

(2) 道路特定事業

2-1 横浜市(青葉土木事務所)

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
経路1-1 市ヶ尾商栄会(西口側)						
1	舗装の改修	○			適切な維持管理を行っていくため、アスファルトなどの舗装材に変更することを検討する	07-02
2	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				07-04
経路1-2 市ヶ尾商店街						
3	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				10-01
						10-04
4	水平区間の確保	○				10-03
						ゆめや不動産前の交差点について対応する
5	グレーチング蓋の交換	○			平成27年度実施予定。	10-14
6	手すりの設置の検討	○				10-15
経路1-3 区役所裏の坂						
7			○		道路区域に編入後設置予定	11-02
8	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				11-03
						11-09
経路1-4 区役所裏の坂						
9	視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設		○		道路区域に編入後設置予定 青葉区総合庁舎バス停から青葉区総合庁舎間における連続誘導	11-01

経路2-1 市ケ尾商栄会(西口側)						
10	舗装の改修	○			適切な維持管理を行っていくため、アスファルトなどの舗装材に変更することを検討する	07-07
						07-09
						07-11
						07-15
						07-23
11	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				07-06
						07-19
						07-21
12	歩車道ブロックの改善	○				07-05
13	植栽柵の改修	○				07-08
						07-18
						07-22
14	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○				07-10
						07-16
15	植栽の撤去	○				07-25
16	植栽柵の改良	○				07-26
17	照度の確保の検討		○			07-27
経路2-2 横浜上麻生線						
18		○			横断歩道手前	05-02
19	視覚障害者誘導用ブロックの設置		○			05-16
						05-23

20	人孔蓋の調整		○			05-04
21	水平区間の確保		○			05-05
						05-12
						05-15
						05-21
22	電線類の地中化		○			05-06
23	視覚障害者誘導用ブ ロックの改修	○				05-07
24	視覚障害者誘導用ブ ロックの連続敷設		○		青葉警察署まで の連続誘導	05-08
25	車止め撤去		○			05-11
26	視覚障害者誘導用ブ ロックを認識しやす くする改善	○				05-19
27			○			05-20
28	照度の確保の検討		○			05-34
経路2-3 診療所前						
29	雨水枡蓋の改修	○				13-01
						13-03
30	有効幅員の確保	○				13-04
31	水平区間の確保		○			13-05
経路2-4 ビオラ市ケ尾前						
32	カラーベルトの設置	○				14-01
経路3-1 横浜銀行脇						
33	外側線の設置	○				12-01

経路4-1 市ケ尾商栄会(東口側)						
34	舗装の改修	○			適切な維持管理を行っていくため、アスファルトなどの舗装材に変更することを検討する	06-01
						06-05
						06-07
						06-11
						06-20
35	視覚障害者誘導用ブロックの改善	○				06-04
36	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				06-06
						06-12
						06-14
						06-16
37	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○				06-09
38	照度の確保の検討		○			06-28
経路4-2 横浜上麻生線						
39	水平区間の確保	○				05-28
40	側溝蓋の改修	○				05-25
41	ブロックの改修	○				05-26
42	グレーチング蓋の交換	○				05-27
経路4-3 谷本公園前						
43	舗装の改修	○				04-01
44	縦断勾配の改善	○				04-02

青葉公会堂前交差点						
45	水平区間の確保	○				19-01
						19-02
市が尾駅入口交差点						
46	段差の緩和	○				21-01
市ヶ尾変電所前交差点						
47	視覚障害者誘導用ブ ロックの設置		○		横断歩道手前	22-01
郵便局前の交差点						
48	視覚障害者誘導用ブ ロックの設置	○			横断歩道手前	25-02
バスターミナル西側の交差点						
49	視覚障害者誘導用ブ ロックの改修及び舗 装の改修	○				26-03
50	視覚障害者誘導用ブ ロックを認識しやす くする改善	○				26-04
						26-07
51	舗装の改修	○				26-06
緑税務署前の交差点						
52	視覚障害者誘導用ブ ロックの設置	○			横断歩道手前	27-01
谷本公園前の交差点						
53	視覚障害者誘導用ブ ロックの設置	○			横断歩道手前	28-01

## 2-2 関東地方整備局 川崎国道事務所

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
経路1-5 国道246号						
1	有効幅員の確保		○		沿道の建築物の 改築もしくは再 築の際に調整を 行い整備を実施 する	08-06
						08-07

国道246号(歩道橋)						
2	エレベーター設置の 検討		○		整備について技 術的な課題があ る	09-03
						09-04
						09-05
						09-06
						09-07
						09-08
						09-09
						09-10
						09-11
						09-12
09-13						
3	段鼻の明示 注意看板の設置	○				09-15
市が尾駅前交差点						
4	視覚障害者誘導用ブ ロックの改修	○				23-01

(3) 交通安全特定事業

3-1 神奈川県公安委員会

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
生活関連経路						
1	音響式信号機等の設置 違法駐車取締りの強化 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進 標識、標示の視認性の確保 交通規制の実施			○		
経路2-2 横浜上麻生線						
2	「自転車通行可」標識の撤去の検討	○				05-30
						05-31
3	自転車利用マナー向上の啓発活動の実施			○		05-32
駅周辺(道路)						
4	違法駐車取締り			○		15-08
市ヶ尾交差点						
5	音響式信号機等の設置		○		音響式信号機システムの变更	18-09
市が尾駅入口交差点						
6	音響式信号機等の設置		○		商栄会横断用信号への音声案内の再稼働の検討	21-03
緑税務署前の交差点						
7	音響式信号機等の設置		○		横浜上麻生線横断用信号への音声案内の設置	27-02
駅周辺(信号機等)						
8	横断歩道の路面標示の視認性確保	○				29-01

#### (4) 建築物特定事業

##### 4-1 青葉警察署

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
青葉警察署						
1	グレーチングの改善	○				31-01
2	キャッチブロックと案内所までの視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				31-02

##### 4-2 神奈川県緑県税事務所

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
緑県税事務所						
1	滑り止めの補修	○				32-04
2	視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすくする改善	○				32-05

##### 4-3 横浜市(青葉区)

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
青葉区役所						
1	視覚障害者誘導用ブロックの改修	○			平成28年度より順次改修を実施	30-01
						30-02
2	植栽の剪定			○		30-06

##### 4-4 東京国税局

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
緑税務署						
1	グレーチングの改善	○				33-01
2	キャッチブロックの設置	○				33-02

#### 4-5 株式会社横浜銀行

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
横浜銀行市が尾支店						
1	キャッチブロックと案内所までの視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				45-01

#### 4-6 株式会社みずほ銀行

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
みずほ銀行市が尾支店						
1	手すりの設置	○				46-01
2	キャッチブロックと案内所までの視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				46-02

#### 4-7 合同会社西友

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
西友市ヶ尾店						
1	床材の滑り止め等の配置	○			土地建物所有者の了承が必要	41-01
2	盛り上がり部の注意喚起又は明示等	○			土地建物所有者の了承が必要	41-02
3	駐輪方法の改善及び自転車利用マナーの啓発	○			土地建物所有者の了承が必要	41-03
4	キャッチブロックと案内所までの誘導ブロックの設置	○			土地建物所有者の了承が必要	41-04

#### 4-8 川崎信用金庫

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
川崎信用金庫市が尾支店						
1	キャッチブロックと案内所までの視覚障害者誘導用ブロックの設置	○				47-01

4-9 日本郵便株式会社

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
市ヶ尾駅前郵便局						
1	案内所までの視覚障 害者誘導用ブロック の設置		○			43-01

(5) その他の事業

5-1 横浜市(資源循環局)

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
経路1-3 区役所裏の坂						
1	集積所利用者への働きかけ			○		11-11
経路4-1 市ケ尾商栄会(東口側)						
2	ゴミ出しマナーの周知			○		06-27

5-2 横浜市(青葉区、道路局)

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
経路4-1 市ケ尾商栄会(東口側)						
1	既存駐輪場の案内 放置自転車対策等の実施			○	より効果的な監視員配置ができるように、頻度・方法などを検討していく。	06-26
駅周辺(道路)						
2	放置自転車対策等の実施			○	より効果的な監視員配置ができるように、頻度・方法などを検討していく。	15-06
						15-07
生活関連経路						
3	放置自転車対策等の実施			○		55-03
地区全体						
4	放置自転車対策等の実施			○		56-01

5-3 横浜市(青葉区)

事業No.	事業内容	平成32年度までを目標に整備する	今後機会を捉えて整備を検討する	過去から継続している、継続的に実施する	備考	位置図No.
経路2-2 横浜上麻生線						
1	自転車利用マナー向上の啓発活動の実施			○		05-33

#### 5-4 横浜市(青葉区)

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
経路4-1 市ヶ尾商栄会(東口側)						
1	情報の更新	○				06-25
地区全体						
2	案内サインの改善	○			地区全体の案内サインを改善するためには、複数の事業者間で、設置位置や表示内容等を調整する必要がある。関係事業者間で協議し、サイン計画を検討した上で、各事業者で整備を実施する。	56-04

#### 5-5 市ヶ尾商栄会

事業 No.	事業内容	平成32年度 までを目標に 整備する	今後機会を捉えて 整備を検討する	過去から 継続している、 継続的に実施する	備考	位置図No.
生活関連経路						
1	はみ出し看板の移設・撤去			○		55-01



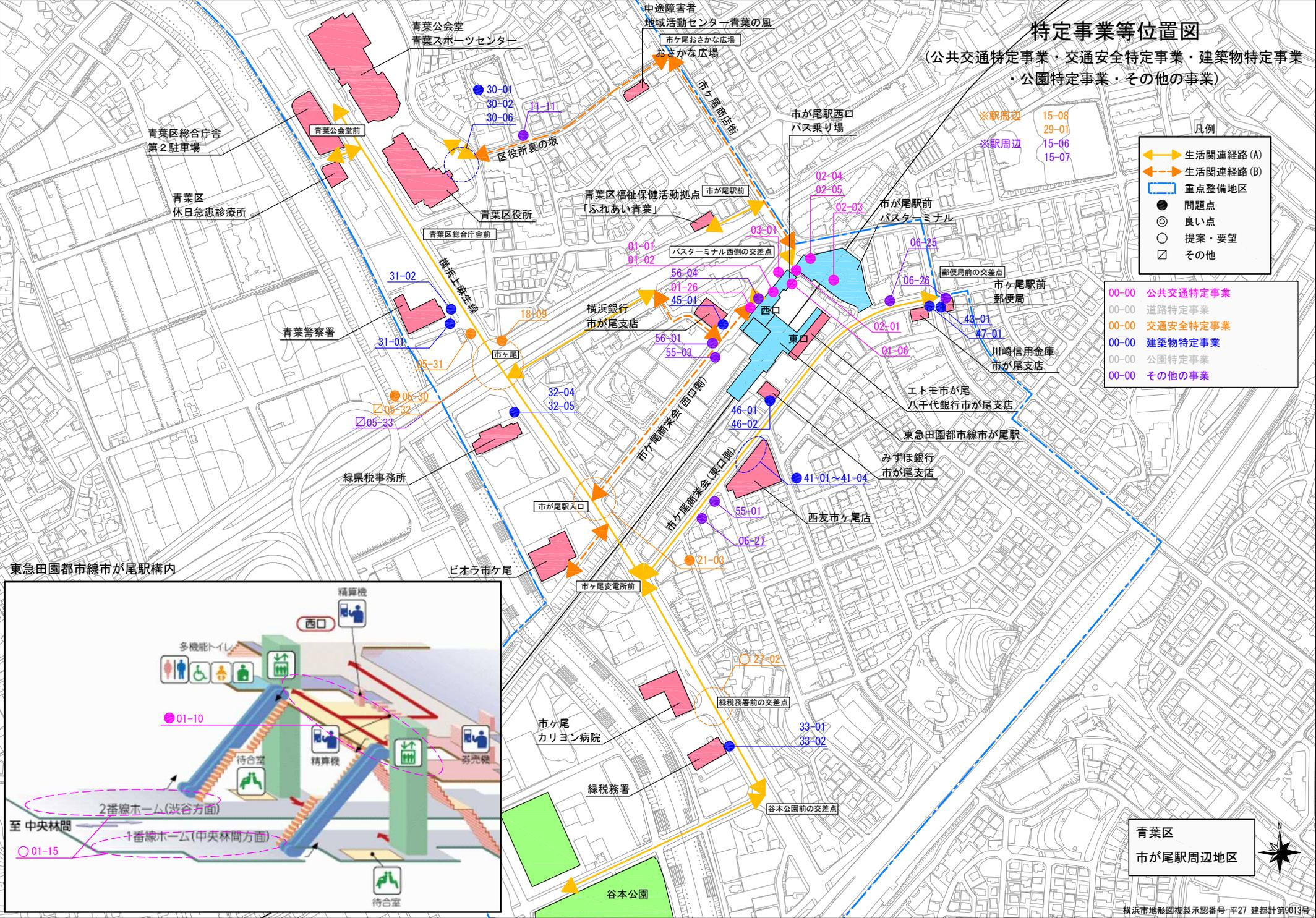
# 特定事業等位置図

(公共交通特定事業・交通安全特定事業・建築物特定事業  
・公園特定事業・その他の事業)

凡例

- 生活関連経路(A)
- 生活関連経路(B)
- 重点整備地区
- 問題点
- 良い点
- 提案・要望
- その他

00-00 公共交通特定事業  
00-00 道路特定事業  
00-00 交通安全特定事業  
00-00 建築物特定事業  
00-00 公園特定事業  
00-00 その他の事業



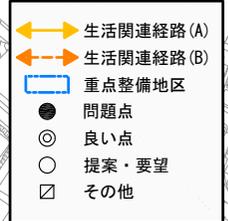
青葉区  
市が尾駅周辺地区

横浜市地形図複製承認番号 平27 建都計第0013号



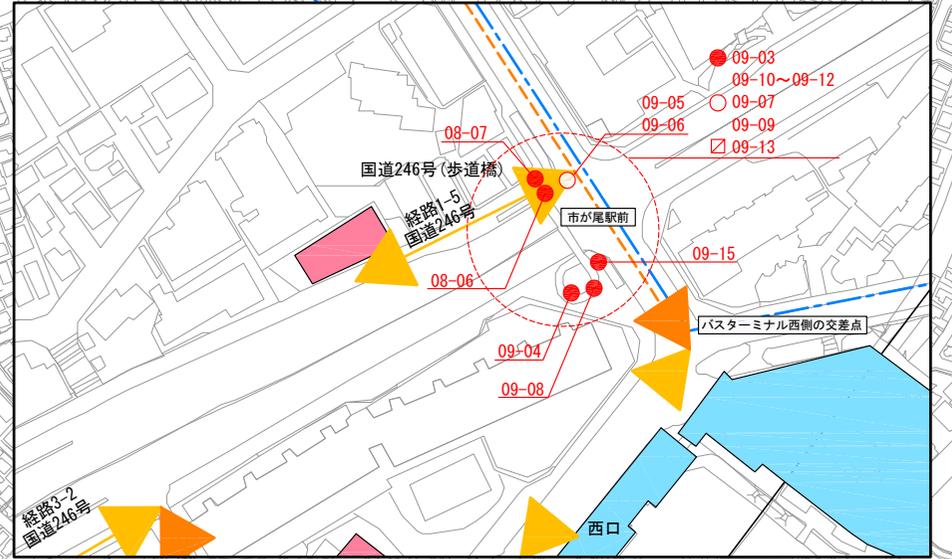
# 特定事業等位置図 (道路特定事業)

凡例



00-00	公共交通特定事業
00-00	道路特定事業
00-00	交通安全特定事業
00-00	建築物特定事業
00-00	公園特定事業
00-00	その他の事業

## 市が尾駅前交差点付近



青葉区  
市が尾駅周辺地区





## 5-3 その他配慮を要する事項

### (1) 国道246号市ヶ尾歩道橋のバリアフリー

国道 246 号に架かる市ヶ尾歩道橋は、バリアフリー法の制定以前に整備されていることから、スロープの勾配等が現行基準に適合していないため、バリアフリー化を図る必要がある。しかし、エレベーター設置等バリアフリー化を図るには、沿道住民の協力を得て新たに道路用地を取得する必要があるなど、早期の解決は難しい状況である。このため、市が尾駅から青葉区役所までの生活関連経路は、複数の経路を併せて設定し、今後歩道橋においてバリアフリー化が図られるよう機会を捉えて「エレベーター設置の検討」を行うよう位置付けた。

### (2) 歩道の適切な維持管理

市が尾駅周辺地区は起伏のある地形であるため、勾配の改善が困難な経路が多く、できる限り歩きやすさを向上させるため、歩道の平坦性を確保していくことが重要である。市ヶ尾商栄会沿いの歩道では、車の乗り入れ等による痛みや老朽化でインターロッキングに不陸が生じており、つまずくという意見が多数あり、舗装の改修等の機会を捉え適切な維持管理が行えるような舗装材に変えていくなどの配慮が必要である。

### (3) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要がある、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について建築主等は、建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努める。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

## 6 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

### 6-1 特定事業の実施について

- ・横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### 6-2 事業の進捗管理及び事業の評価について

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

### 6-3 進捗状況及び事業内容の広報について

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

### 6-4 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直しについて

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。